

平成23年2月1日

熊本産業保健推進センター所長 殿

熊本労働局長



熊本労働局第2次リスクアセスメント普及促進計画の策定について

日頃から労働基準行政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、職場における「危険性又は有害性等の調査等」（以下、「リスクアセスメント」という。）の普及・促進については、平成20年度から本年度までを期間とする「くまもとリスクアセスメント普及促進計画」（第1次計画）によって推進してまいりました。

当局が平成22年5月に実施した「リスクアセスメントに係る自主点検(事業場に対するアンケート方式〔別添1〕)」によれば、リスクアセスメントの導入率が55%（平成19年11月時点においては31%）となっており、第1次計画の目標であった「リスクアセスメントの導入割合50%以上」が達成されております。

しかしながら、なお半数近くの事業場においてリスクアセスメントが導入されておらず、同自主点検結果によれば、リスクアセスメント未導入事業場において、「やり方がよくわからない」、「リスクアセスメントを担当する者がいない」という課題を有しており、リスクアセスメント導入事業場でも、「やり方がよくわかっていなかった」、「リスクアセスメント体制が整わなかった」等により、リスクアセスメントの運用を中断している事例が確認されております。

このような状況から、引き続き、事業場におけるリスクアセスメントの導入・定着を推進する必要があると判断されますので、今般、別紙のとおり「熊本労働局第2次リスクアセスメント普及促進計画」を策定いたしました。

つきましては、事業場におけるリスクアセスメント推進の担当者（**リスクアセスメント推進者**）を養成するための機会（講習会等）を設けていただく等、リスクアセスメントの普及にご協力をいただき、また、貴団体の会員等にリスクアセスメント導入の必要性についてご周知いただきますようお願い申し上げます。





## リスクアセスメント自主点検結果と今後の取り組み

熊本労働局安全衛生課

### リスクアセスメントとは

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定、記録の一連の手順をいう

### リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の内容

- [1] 事業場のあらゆる危険性又は有害性を洗い出し、特定する
- [2] [1] による労働災害（健康障害を含む）の重篤性（災害の程度）及びその災害が発生する可能性の度合を組み合わせてリスクを見積る
- [3] [2]の見積りに基づくリスクを低減するための優先度を設定した上で、そのリスクを低減するための措置（リスク低減措置）を検討する
- [4] [3]のリスク低減措置を実施するとともに、その結果を記録する

### リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の効果

事業場では、次のような効果が期待できます

- [1] 職場のリスクが明確になります
- [2] 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます
- [3] 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます
- [4] 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります
- [5] 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

平成22年5月から7月にかけて、熊本県内の企業を対象として実施した「リスクアセスメントに関する自主点検」の結果を熊本労働局が回収し集計した。

自主点検の集計により、県内のリスクアセスメントの普及状況とリスクアセスメントを導入しようとする際の問題点等を取りまとめた。

### 1 自主点検対象

熊本県内の労働者数50人以上工業的業種 <sup>(※1)</sup>	492社
熊本県内の労働者数200人以上非工業的業種 <sup>(※2)</sup>	135社
合計	627社

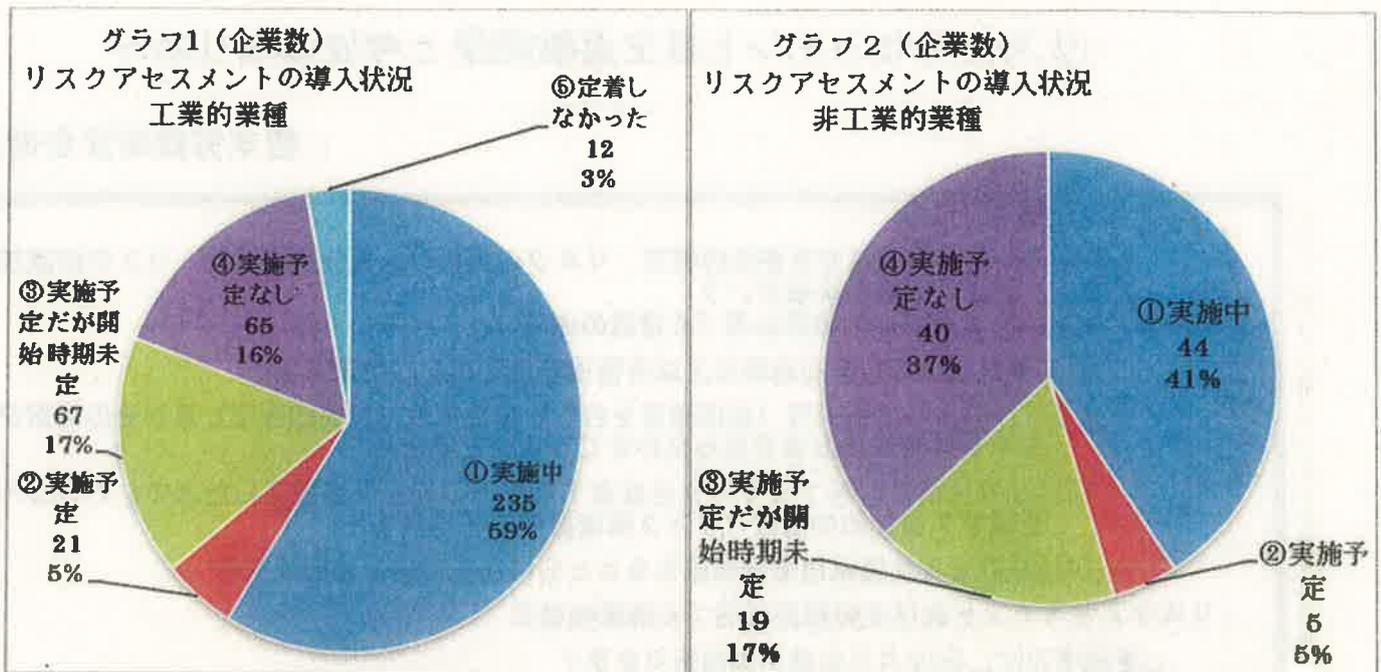
※1 工業的業種＝製造業、建設業、運輸交通業、電気・ガス業、通信業、清掃業等

※2 非工業的業種＝医療業、保健衛生業、商業等

### 2 集計母数（自主点検把握率）

工業的業種	405社	（点検結果把握率82.3%）
非工業的業種	109社	（点検結果把握率80.7%）
合計	514社	（点検結果把握率82.0%）

### 3 リスクアセスメントの利用実施状況



**(1) リスクアセスメント実施状況**

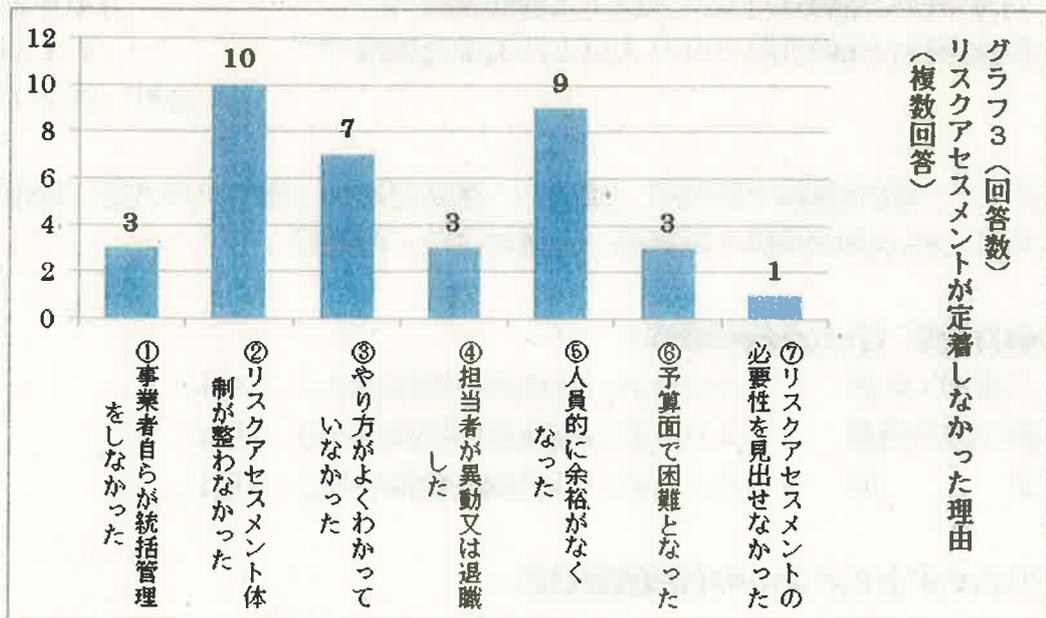
企業におけるリスクアセスメントの実施状況は、グラフ1及び2のとおりであり、工業的業種においては半数以上がリスクアセスメントを利用しているのに対し、非工業的業種における利用状況は半数に満たない。

その要因として、労働安全衛生法では、非工業的業種の場合は、「化学物質、化学物質を含有する製剤等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるもの」についてリスクアセスメントを実施することとなっているため、化学物質等の取り扱いがない企業においては、リスクアセスメントの実施が低調となったことが挙げられる。

**(2) 利用が定着しなかった理由**

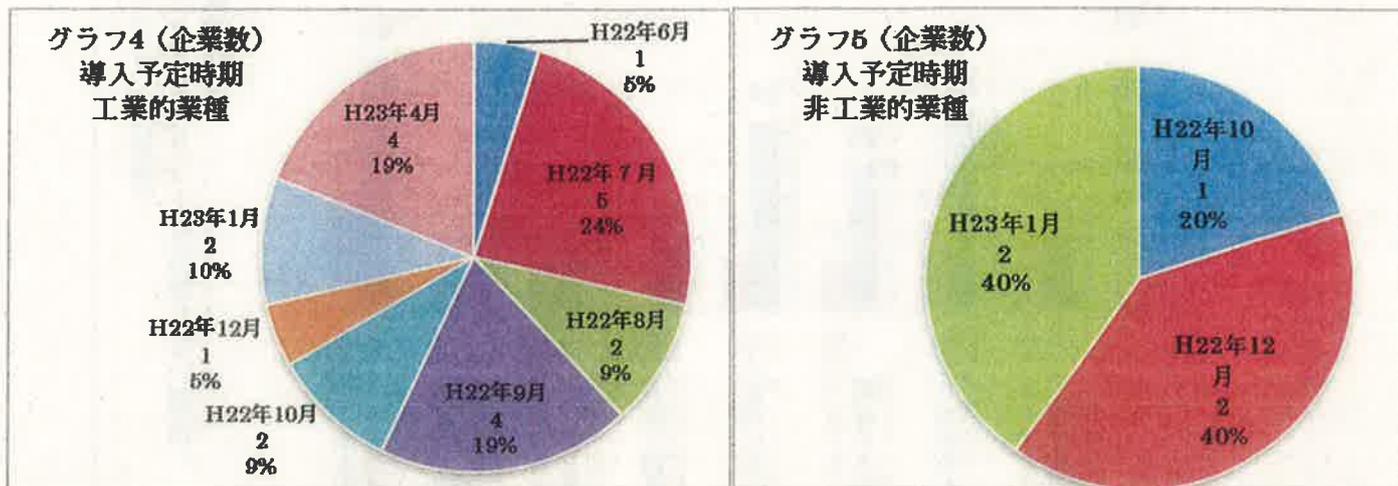
工業的業種において、リスクアセスメントの導入を図ったが「定着しなかった」企業が3%あり、その理由としては、「体制が整わなかった」、「人員に余裕がなくなった」、「やり方がよくわかっていなかった」が多い。(グラフ3)

リスクアセスメントを定着させるための体制・手法づくりが課題とされる。



### (3) 未実施事業場における実施予定

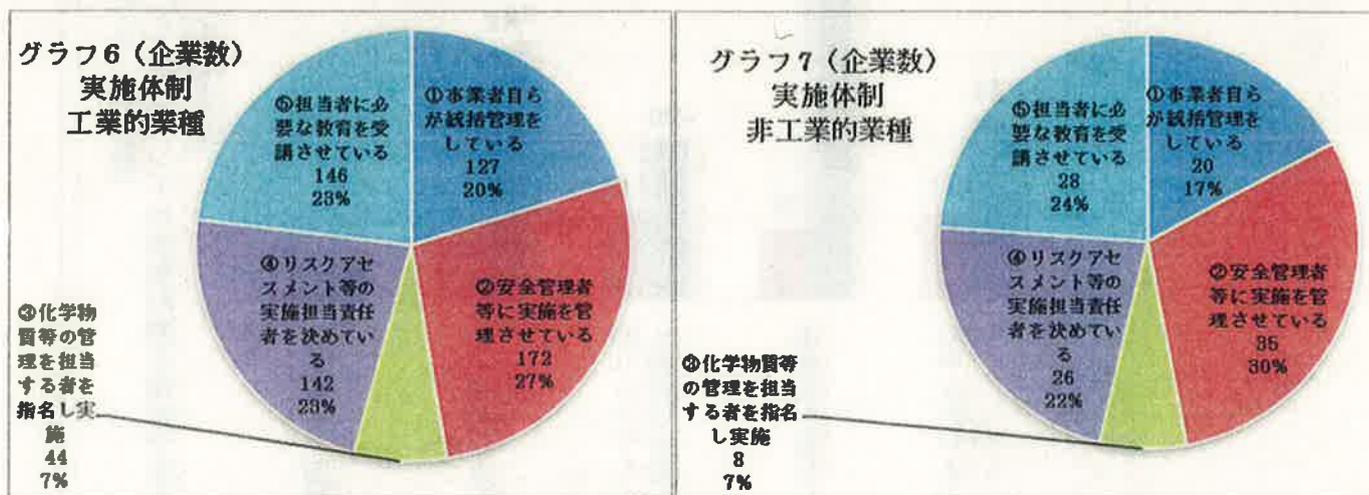
現在まで、リスクアセスメントを実施していない企業が、リスクアセスメントの導入を予定している時期をとりまとめた。グラフ4、5のとおりとなっている。



### 4 リスクアセスメント実施体制

企業内でリスクアセスメントを実施する際に、「事業者自らが管理しているか」等の企業内の体制はグラフ6、7のとおりとなった。

工業的業種と非工業的業種に差異はなく、「事業者自らが管理している」のは約2割の事業場であり、グラフ3の「定着しなかった理由」で「事業者自らが統括管理をしなかった」との数字と関連を考察すれば、事業者自らの管理がなければ、リスクアセスメントの定着が損なわれるおそれがある。事業者自らの管理がリスクアセスメントの継続実施に向けた重要な要因となる。



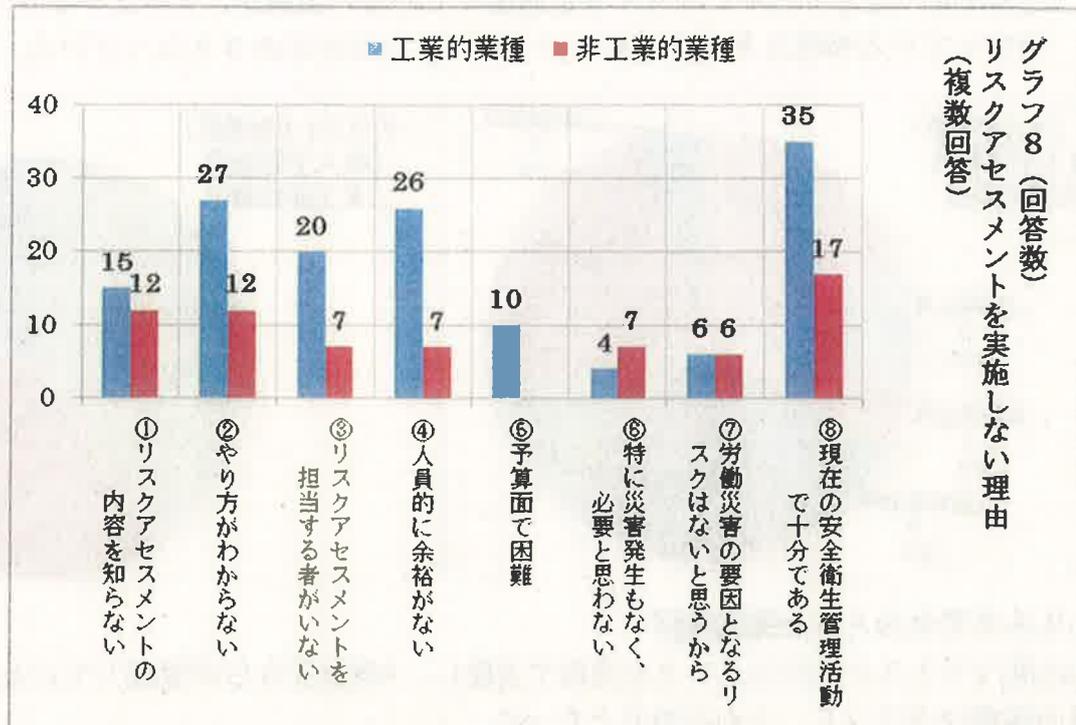
### 5 リスクアセスメントを実施しない企業

企業内でリスクアセスメントを実施しない（又はできない）理由は、グラフ8のとおりのものであり、工業的業種、非工業的業種共に「現在の安全衛生管理活動で十分である」との認識が最も多い。

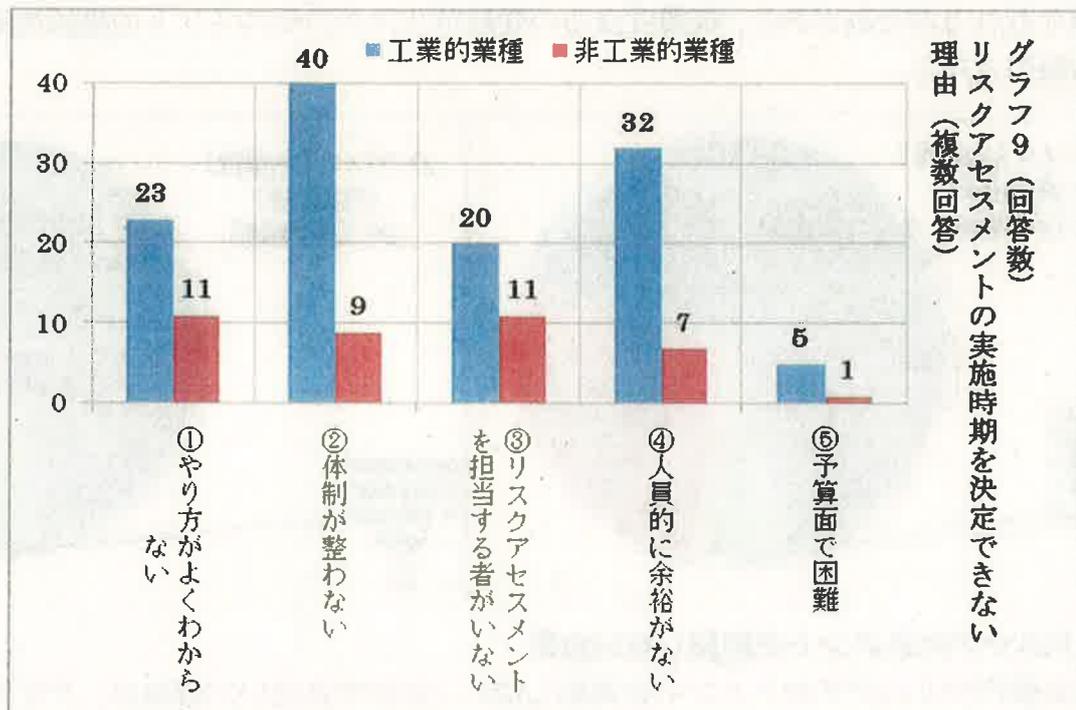
また、経済情勢を反映してか、「担当する者がいない」、「人員に余裕がない」といった人員構成の問題も多い。

さらに、「内容を知らない」、「やり方がわからない」とするものも多数あり、リスクアセ

メントに関する周知、啓発を行政が中心となって進める必要がある。



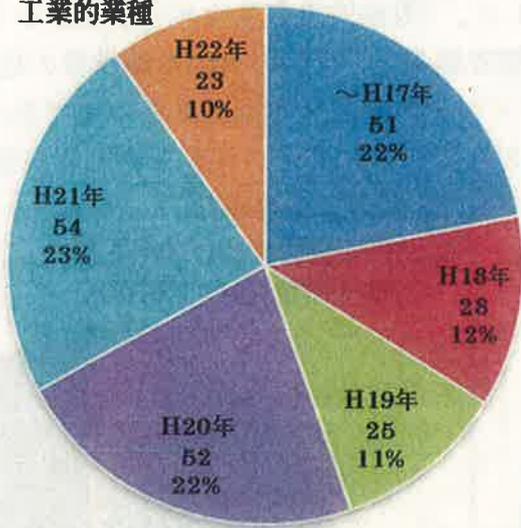
また、リスクアセスメントの実施の必要性は理解しているものの、具体的な実施時期を決められない理由として、「体制が整わない」、「人的に余裕がない」、「やり方がよくわからない」が多い。(グラフ9)



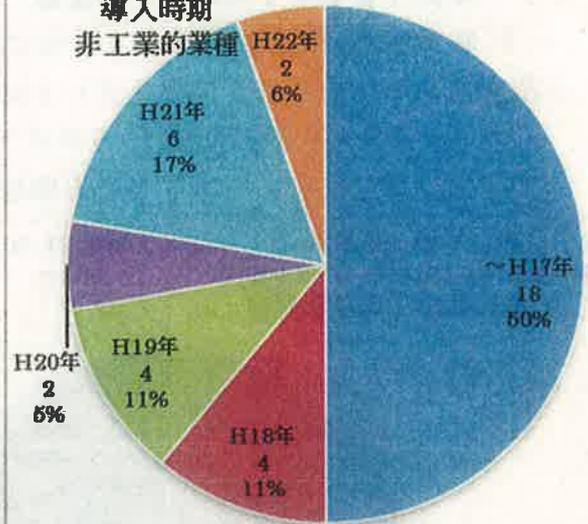
## 6 リスクアセスメントの実施内容

リスクアセスメントを実施している企業の実施内容（リスクアセスメント導入（開始）時期、安全衛生委員会での審議状況、具体的措置等）は、以下のとおりである。(グラフ10～13)

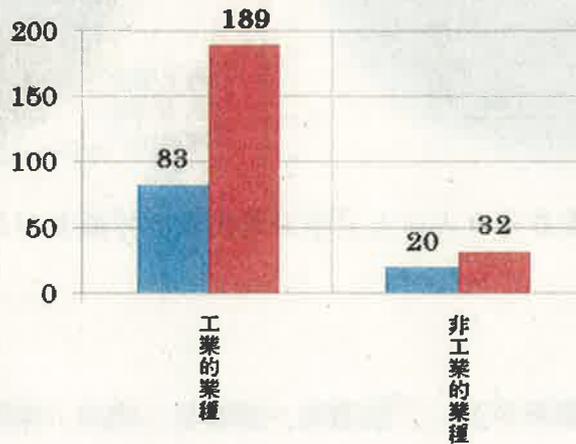
グラフ10 (企業数)  
導入時期  
工業的業種



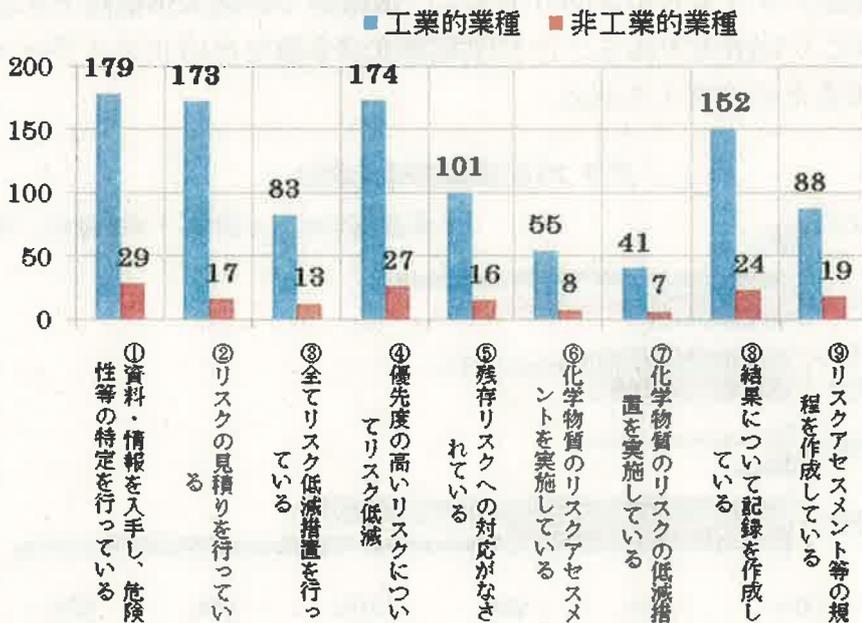
グラフ11 (企業数)  
導入時期  
非工業的業種



■ ①調査審議事項として規定している



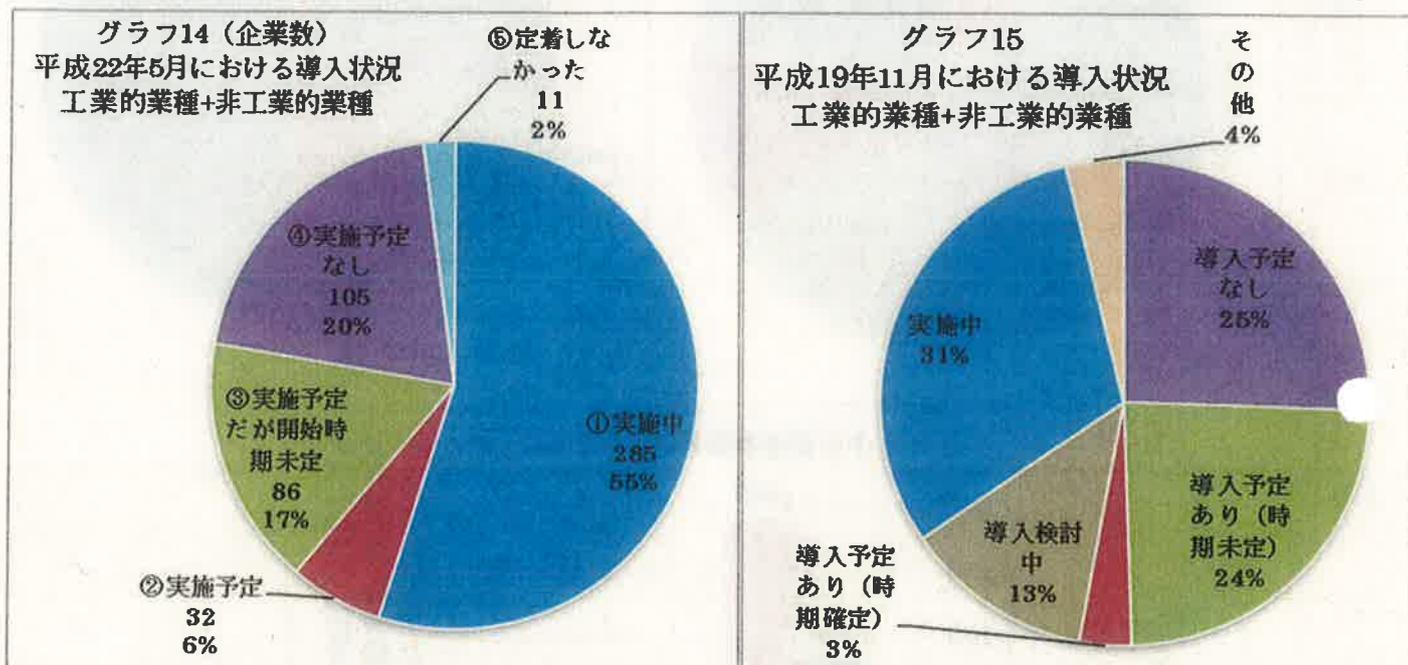
グラフ12 (回答数)  
安全衛生委員会における審議状況



グラフ13 (回答数)  
リスクアセスメント実施状況  
(複数回答)

## 7 平成19年11月時点との比較

熊本労働局が平成19年11月に実施した、「労働安全衛生マネジメントシステムに係る調査」\*1中のリスクアセスメントに係る調査結果と、今回の自主点検結果の比較を行ったところ、平成19年調査では、リスクアセスメントの実施企業割合は31%であったのに対し、平成22年においては55%と増加しており、リスクアセスメントの導入が進んでいる。

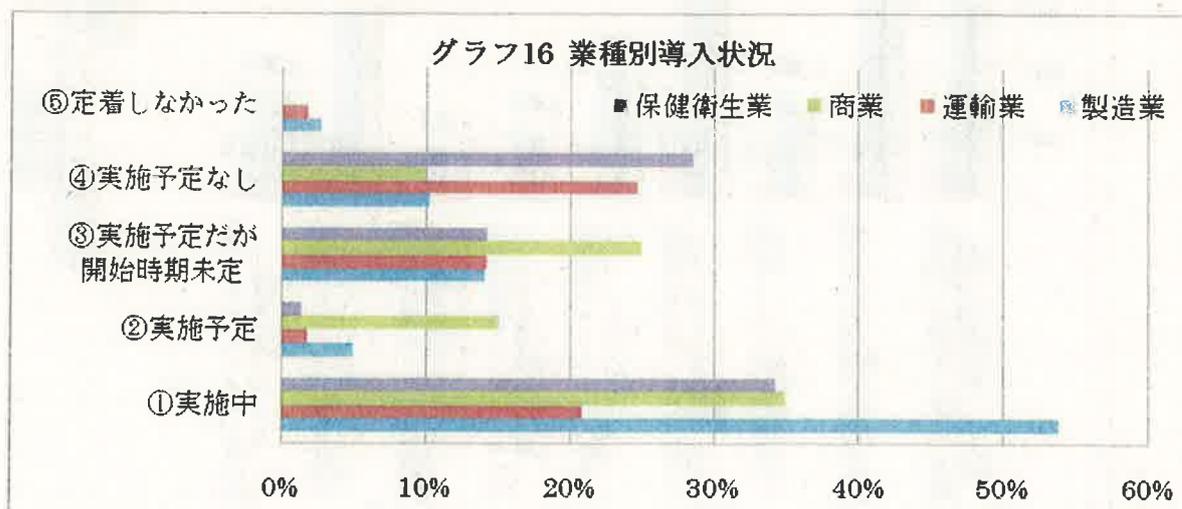


※1 工業的業種労働者50人以上、非工業的業種労働者200人以上の企業490社の回答に基づく。

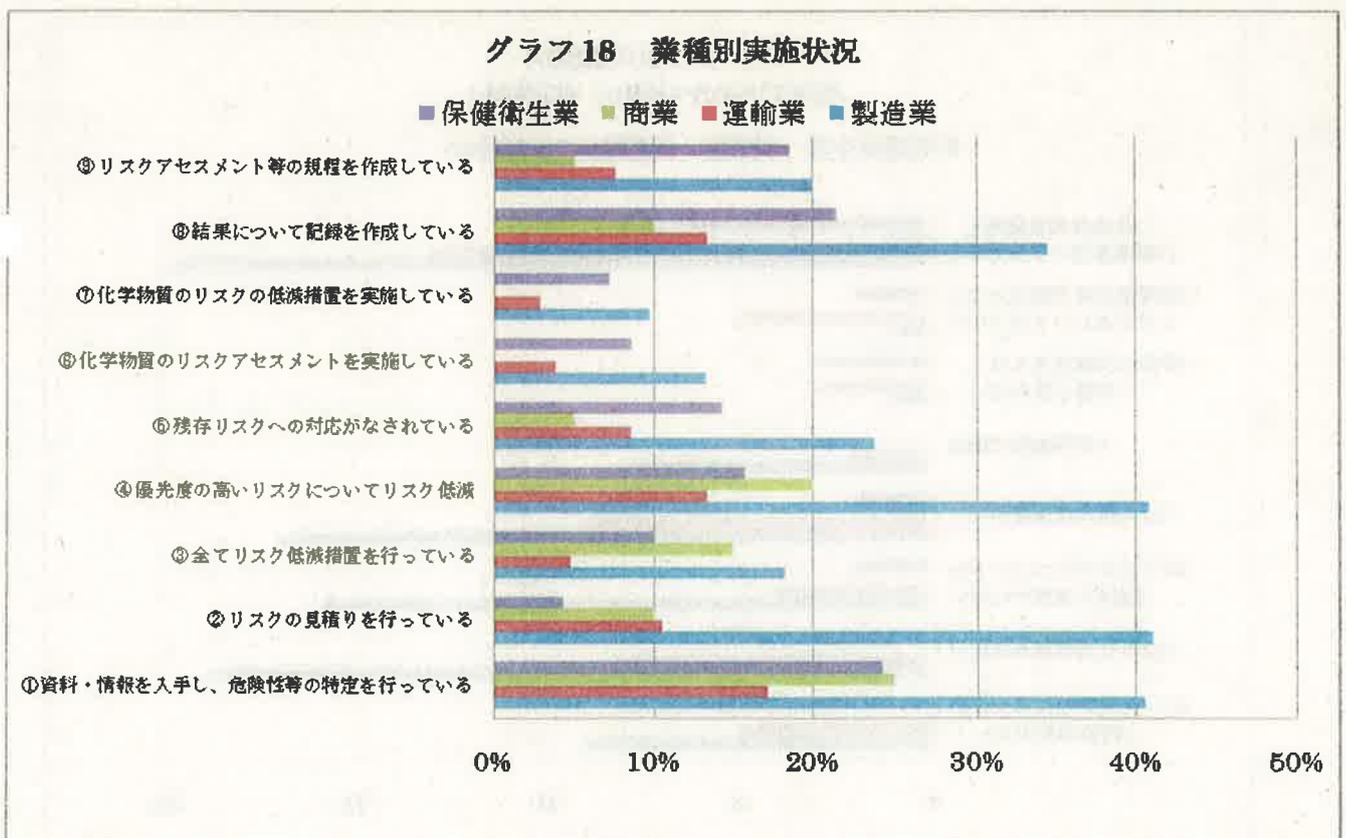
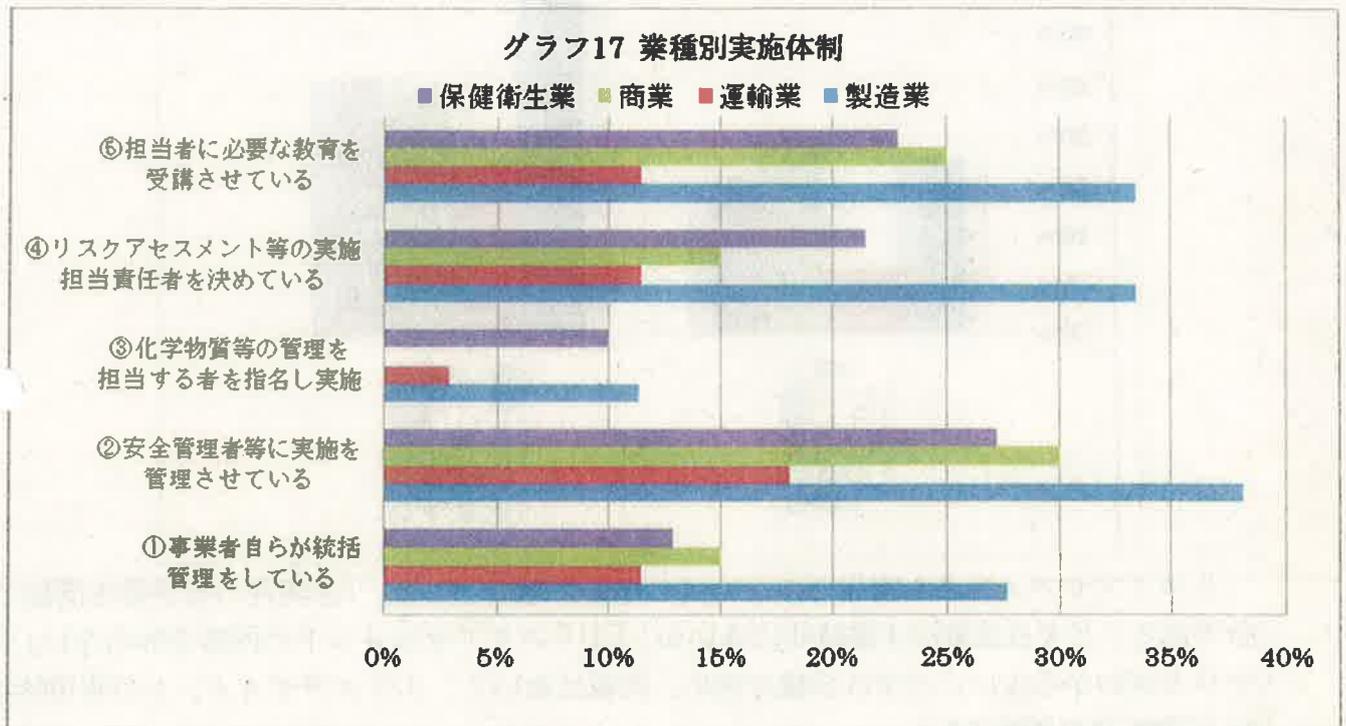
## 8 業種別の状況

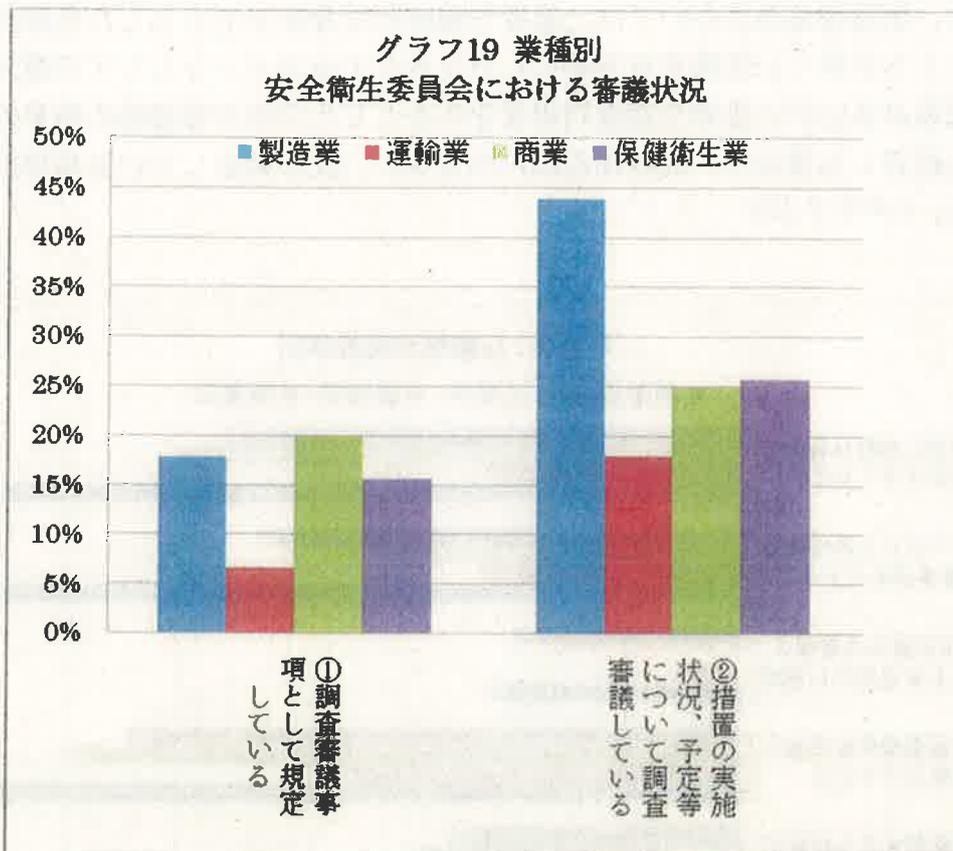
自主点検結果中で企業数が多い、製造業、運輸業、商業、保健衛生業の4業種について集計を行った。

業種別実施状況はグラフ16のとおりである。運輸業での導入が低調であるのは、作業場所が、管理の届きにくい出先であることと作業環境が多様なためリスクアセスメントの活用が難しい部分があるためと考えられる。

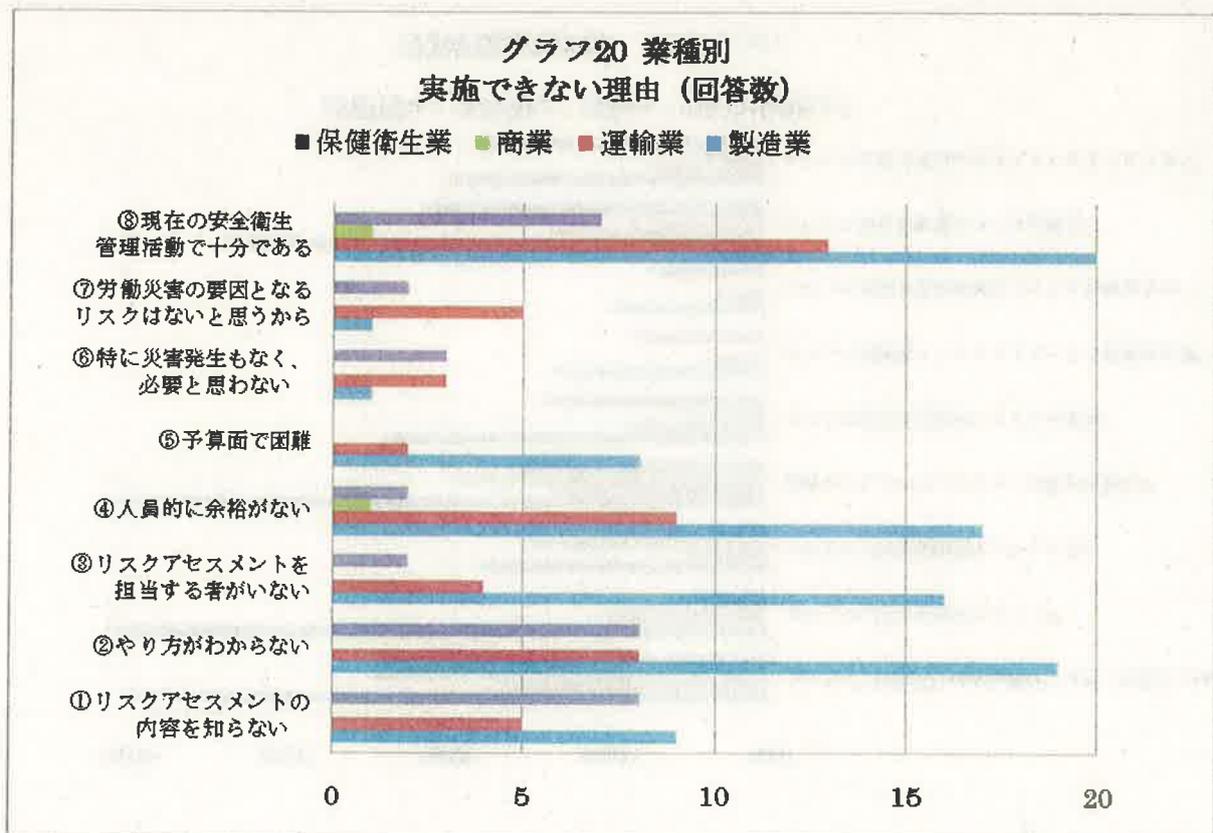


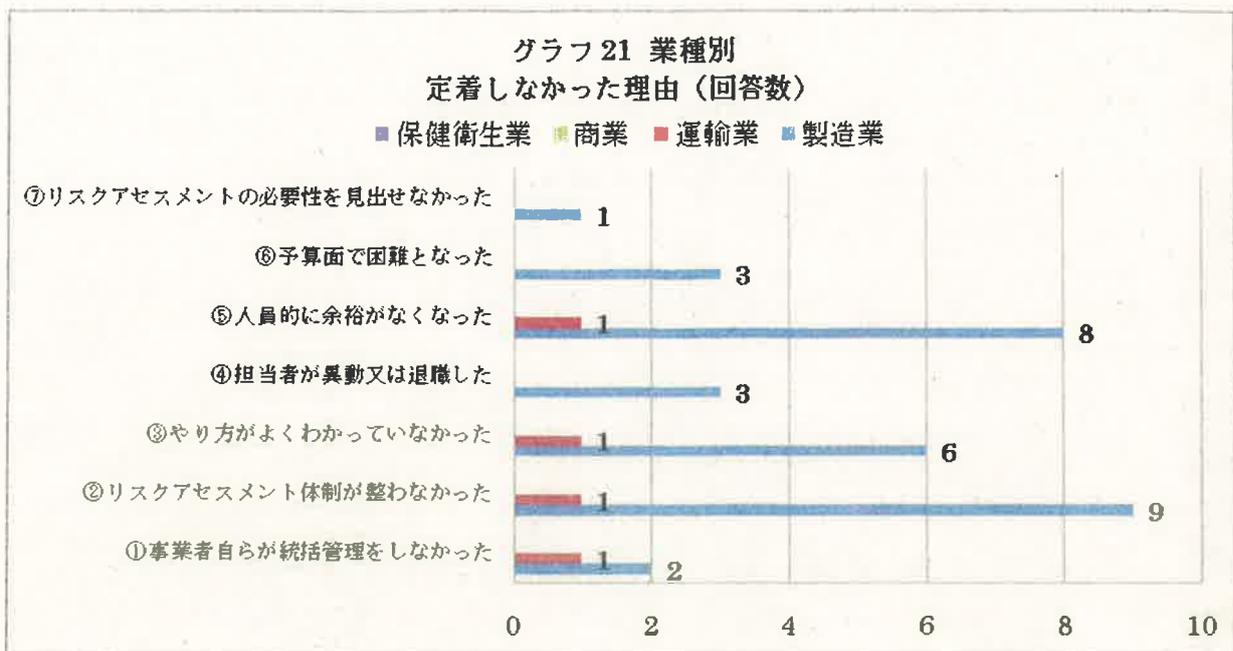
また、保健衛生業においては、患者や施設利用者等を中心とした危険等の対策を行っているところが多く、労働者を主軸にしたリスクアセスメントとしての導入は「予定なし」との回答が多いが、患者や施設利用者を中心としたものを労働者の作業のリスクアセスメントと評価した場合は、危険性の洗い出しなど、既に実施している事項があるものと考えられる。(グラフ 17)





リスクアセスメントを実施できない（しない）理由として、「⑧現在の安全衛生活動で十分である」とする企業が4業種共に多いが、「①リスクアセスメントの内容を知らない」、「②やり方がわからない」とする企業を含め、行政において、リスクアセスメントの有用性を周知、啓発する必要がある。





## 9 自主点検における企業意見

自主点検実施に伴い、リスクアセスメントに対する意見を把握した。

具体的には、

- ①法令との関連など制度としての位置づけがわかりにくい
- ②業種、業態による違いでどこまで何をやるべきか判断が難しい
- ③最初の取り組みが難しく感じる
- ④業態から危険性、有害性を伴う災害の可能性は非常に少ない
- ⑤リスクが伴うのが道路上であるので、リスクアセスメントは難しい
- ⑥無料で受講できるセミナー等があれば利用したい

等がある。

## 10 熊本労働局の取り組み

前記9の企業意見を参考としながら、熊本労働局の取り組みを次のとおり推進する。

### (1) 説明会等の開催

今回の自主点検結果を踏まえ、管下労働基準監督署において、リスクアセスメントに係る説明会等を開催し、制度説明、リスクアセスメントの有用性等の周知を図る。

### (2) 災害防止団体等との協力

熊本県災害防止団体連絡協議会、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部等、労働災害防止を目的とする団体及びリスクアセスメントに係る専門的知識を有する団体と協力し、リスクアセスメントの普及及びその手法の周知に努める。

### (3) その他

リスクアセスメントの普及状況の把握を行い、その状況に応じた問題点等に対する必要な措置等を講じる。



## 熊本労働局第2次リスクアセスメント普及促進計画

(計画期間：平成23年度～平成25年度)

### 1 計画の趣旨

平成20年度を初年度とする「くまもとリスクアセスメント普及促進計画(第1次普及促進3か年計画)」(以下、「第1次計画」という。)により、平成19年11月時点でリスクアセスメントを導入し運用している事業場の割合が31%であったものが、平成22年5月では55%と増加した。

第1次計画の目標であった「リスクアセスメントの導入割合50%以上」は達成されたものの、なお半数近くの事業場においてリスクアセスメントが導入されておらず、下記3のとおり、リスクアセスメントの定着への課題も確認されることから、事業場におけるリスクアセスメントの更なる導入・定着を推進する必要がある。

### 2 現状

熊本労働局が平成22年5月に実施した、「リスクアセスメント自主点検」(事業場に対するアンケート方式)結果のとおりである。(別添)

### 3 課題

リスクアセスメント自主点検の結果(以下、「自主点検結果」という。)において、リスクアセスメントを導入していない事業場は、「やり方がよくわからない」、「リスクアセスメントを担当する者がいない」という理由を挙げ、リスクアセスメントを導入したものの運用が定着しなかった事業場では、「やり方がよくわかっていなかった」、「リスクアセスメント体制が整わなかった」という理由を挙げている。

更に、リスクアセスメント制度に対して「最初の取り組みが難しく感じる」というような意見が見られる。

第1次普及促進計画において、リスクアセスメントの周知は図られたため、本普及促進計画においては、導入率の向上及び運用の定着を念頭に置く必要がある。

### 4 実施期間

本計画の実施期間は、平成23年度から平成25年度までの3か年間とする。

## 5 対象業種及び規模

対象業種は、労働安全衛生法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる業種とし、本計画において対象とする事業場規模は、工業的業種（労働基準法別表第1の第1号から第4号までの業種に限る。）においては概ね50名以上の事業場、非工業的業種においては概ね200名以上の事業場とする。

ただし、リスクアセスメントの周知については、上記業種及び規模に限定せず、あらゆる業種及び規模を対象とする。

〈参考〉

### 1 労働安全衛生法施行令第2条第1号及び第2号の業種

施行令第2条

第1号 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

第2号 製造業（物の加工を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

### 2 労働基準法別表第1の第1号から第4号までの業種

別表第1

第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

※ 網掛部分が導入・定着の対象業種及び規模に該当する

○製造業 1号（物の加工業を含む。）

・電気業 1. 16. 1

・ガス業 1. 16. 2

・水道業 1. 16. 3

・熱供給業 1. 16. 9

・自動車整備業 1. 17. 1

・機械修理業 1. 17. 2

○鉱業 2号

○建設業	3号
○運送業	4号 (運輸交通業)
	5号 (貨物取扱業)
(農林業)	(6号)
・林業	6. 2
(畜産・水産業)	(7号)
(商業)	(8号)
・各種商品卸売業	8. 1. 1
・家具・建具・じゅう器等卸売業	8. 1. 2
・各種商品小売業	8. 2. 1
・家具・建具・じゅう器等小売業	8. 2. 3
・燃料小売業	8. 2. 4
(金融・広告業)	(9号)
(映画・演劇業)	(10号)
○通信業	11号
(教育・研究業)	(12号)
(保健衛生業)	(13号)
(接客娯楽業)	(14号)
・旅館業	14. 1. 1
・ゴルフ場業	14. 3. 1
○清掃業	15号 (と畜業15. 1. 5を除く)
(官公署)	(16号)
(その他の事業)	(17号)

## 6 計画の目標

(1) リスクアセスメントを実施・運用している又はそれ以上の対策（労働安全衛生マネジメントシステムの運用等）を講じている事業場割合を下記のとおりとする。

工業的業種 70%以上 (現状59%)

非工業的業種 50%以上 (現状41%)

(2) 事業場におけるリスクアセスメントの運用・定着のための担当者（以下、「リスクアセスメント推進者」という。）の養成指導を行う。

(3) あらゆる業種及び規模の事業場に対しても、リスクアセスメントの周知を行う。

## 7 リスクアセスメントの導入及び実施・運用を図るための局署実施事項

## (1) 局の実施事項

- ① 事業者団体、労働災害防止団体等に対し、リスクアセスメントの導入を積極的に推進するよう要請を行う。  
また、災害防止団体等に対しては、事業場におけるリスクアセスメント推進者要請のための講習会等を開催するよう呼びかける。
- ② 局が実施する集団指導及び労働災害防止団体が実施する研修会等あらゆる機会を捉え、リスクアセスメントの導入・定着に向けた周知・啓発を行う。
- ③ 労働安全衛生コンサルタント会、事業者団体及び労働災害防止団体と、リスクアセスメントに係る情報交換（課題、普及・定着に必要な緊急対策等）並びに協議を行う。
- ④ 本計画の効果把握のため、本計画最終年の平成25年度にリスクアセスメントの導入に係る実態調査を実施する。

## (2) 署の実施事項

署においては、集団指導を主軸に本計画を推進する。

### ① 集団指導の実施

- ア 集団指導では、リスクアセスメント推進者を養成するために、演習等を交えた説明・指導を実施することとする。（以下、「集団指導〔養成〕」という。）
- イ 管内事情により、リスクアセスメント制度の周知を行う必要がある場合は、制度周知のための集団指導を行う。（以下、「集団指導〔周知〕」という。）

### ② 個別指導等の実施

事業場に赴き、リスクアセスメント導入に必要な指導を行う。また、その取り組みの程度に応じて、集団指導〔養成〕への参加勧奨を行い、リスクアセスメント推進者の養成を支援する。

## 8 計画の実施に当たっての留意事項

- (1) 別紙の「リスクアセスメントマニュアル」等を活用すること。
- (2) 製造業において機械を労働者に使用させる事業場においては、「機械の包括的な安全基準に関する指針」についても確認を行う。  
また、化学物質等の製造、取扱い、貯蔵、運搬等を行う事業場においては、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」についても確認を行う。

「リスクアセスメントマニュアル」一覧表

分類	名称	形式	作成者	作成年月
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針	指針	厚生労働省	H18.3
	危険性又は有害性等の調査等に関する指針について	通達	厚生労働省	H18.3
	危険性又は有害性等の調査等に関する指針・同解説	解説	厚生労働省	H18.3
	危険性又は有害性等の調査等に関する指針	リーフレット	厚生労働省	H18.3
	リスクアセスメント担当者養成研修受講者テキスト	テキスト	(社)日本労働安全衛生 コンサルタント会	H19.12
	リスクアセスメント担当者養成研修講師用テキスト	テキスト	(社)日本労働安全衛生 コンサルタント会	H19.12
	労働災害防止のために～労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です～（小規模事業場向けのリスクアセスメントの実施方法を含む）	リーフレット	厚生労働省	H20.12
	事例でわかる職場のリスクアセスメント	リーフレット	中央労働災害防止協会	H19.3
化学物質	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	指針	厚生労働省	H18.3
	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について	通達	厚生労働省	H18.3
	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	リーフレット	厚生労働省	H18.3
	健康障害防止のための化学物質リスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	中央労働災害防止協会	H21.3
	化学物質リスクアセスメント事例集	事例集	中央労働災害防止協会	H21.3
労働衛生	化学物質・粉じん、騒音、暑熱に関するリスクアセスメントの	リーフレット	厚生労働省	H19.3

	すすめ方～鋳物製造業を例として～			
機械	機械設備のリスクアセスメントマニュアル(機械設備製造者用)	マニュアル	中央労働災害防止協会	H22.3
	機械設備のリスクアセスメントマニュアル別冊(機械設備製造者用)	マニュアル	中央労働災害防止協会	H22.3
	機械包括安全指針に基づく機械設備に係る表示制度及び「使用上の情報」の提供を促進するための制度の検討に関する報告書	報告書	中央労働災害防止協会	H22.3
	機械安全化の改善事例集	事例集	中央労働災害防止協会	H21.3
	「機械の包括的な安全基準に関する指針」の改正について	通達	厚生労働省	H19.7
	「機械の包括的な安全基準に関する指針」の解説等について	解説	厚生労働省	H19.7
	「機械の包括的な安全基準に関する指針」の改正に係るパンフレット	パンフレット	厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署	H19.11
	機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集 III -メーカー・ユーザーの取り組み- 1 量産品の油圧ショベル(建設機械製造業) 2 スポット溶接用ロボット(機械器具製造業) 3 サーボプレス機械(金属加工機械製造業) 4 ギヤングリップ(木工機械製造業) 5 平面研削盤(工作機械製造業) 6 ワイヤ放電加工機(工作機械製造業) 7 DVD製造装置(社内向け設備)(電気機械器具製造業)	事例集	中央労働災害防止協会	H19.3

	8 魚肉練り製品製造用の攪拌装置（食料品製造業）			
	9 蒸気噴霧式の食品加熱殺菌機（食料品製造業）			
	機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集 II ーメーカー・ユーザーの取り組みー	事例集	中央労働災害防止協会	H18.3
	機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集ー機械使用事業場の取り組みー	事例集	中央労働災害防止協会	H17.3
	プレス事業場におけるリスクアセスメント入門マニュアル	テキスト	中央労働災害防止協会	H18.3
	プレス事業場におけるリスクアセスメントのすすめ方 中小規模事業場への導入を目指して	リーフレット	中央労働災害防止協会	H19.3
作業別	製品組立作業におけるリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	厚生労働省	H21.3
	成形作業におけるリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	厚生労働省	H21.3
	溶接作業におけるリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	厚生労働省	H21.3
	めっき作業におけるリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	厚生労働省	H21.3
	熱処理作業におけるリスクアセスメントのすすめ方1	リーフレット	厚生労働省	H21.3
	塗装作業におけるリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	厚生労働省	H21.3
	金属加工作業におけるリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	厚生労働省	H20.3
	木材加工作業におけるリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	厚生労働省	H20.3
	印刷・製本作業におけるリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	厚生労働省	H20.3
業種別	自動車整備業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして！！～	リーフレット	厚生労働省	H21.10

自動車整備業におけるリスクアセスメントマニュアル	マニュアル	中央労働災害防止協会	H21.10
ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして!～	リーフレット	厚生労働省	H21.3
ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメントマニュアル	マニュアル	中央労働災害防止協会	H20.10
廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル	リーフレット	厚生労働省	H20.3
産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして!～	リーフレット	中央労働災害防止協会	H19.11
産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル	マニュアル	中央労働災害防止協会	H20.2
鋳物製造事業場におけるリスクアセスメントマニュアルー中小規模事業場への導入をめざしてー	テキスト	中央労働災害防止協会	H19.3
鋳物製造事業場におけるリスクアセスメントマニュアル (ダイジェスト版)	リーフレット	中央労働災害防止協会	H19.3
リスクアセスメントを始めよう (スイングヤーダ集材編)	リーフレット	林業・木材製造業労働災害防止協会	H20.6
危険性をよみ、災害の芽をつむリスクアセスメントを始めよう (伐木造材作業の例)	リーフレット	林業・木材製造業労働災害防止協会	H19.8
リスクアセスメントを進めよう (木材製造業編)	リーフレット	林業・木材製造業労働災害防止協会	H18.3
リスクアセスメントを進めよう (林業編)	リーフレット	林業・木材製造業労働災害防止協会	H18.3
型枠大工工事業のための危険有害要因の特定標準モデル	リーフレット	建設業労働災害防止協会	H16.3
鉄筋工事業のための危険有害要因の特定標	リーフレット	建設業労働災害防止協会	H16.3
電気工事業のための危険有害要	リーフレット	建設業労働災害防止協	H16.3

因の特定標準モデル		会	
管工事業のための危険有害要因の特定標準モデル	リーフレット	建設業労働災害防止協会	H16.3
運輸業等における荷役災害のリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	H19.3
流通・小売業における行動災害のリスクアセスメントのすすめ方 店舗におけるリスクアセスメントの実施のために	リーフレット	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	H19.3

